

村山市不良住宅除却促進事業補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第6条第1項の規定により定められた、「村山市空家等対策計画」の適正な管理の促進により、地域の防災・防犯・安全及び安心の確保並びに生活環境の向上を図るため、周囲に対して悪影響等があり、使用されず、適正に管理されていない不良住宅（空き家）を除却する工事を実施する所有者等に対し、村山市補助金等交付規則（昭和37年5月25日規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「不良住宅」とは、居住を目的として建築又は使用され、現に人が居住していない建築物（これに附属する物置及び作業場を含み、長屋又は共同住宅を除く。）で周囲に対して危険性及び悪影響のあるものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次条の補助対象者が、次の各号のいずれにも該当する不良住宅（補助対象者が補助金の交付を受けようとする目的で故意に破損させたものを除く。以下「補助対象不良住宅」という。）を除却する工事に係る事業とする。

- (1) この市内に存するもの
- (2) 木造又は鉄骨造であるもの
- (3) 当該建築物の過半が住宅として使用されていたものであるもの（住宅以外の部分で土壌汚染の恐れのある事業を実施していた建築物は除く）
- (4) 周囲に悪影響を及ぼしている又は及ぼすおそれがあるもの
- (5) 住宅の不良度の測定基準（別表）による評点の合計が100点以上であるもの
- (6) 解体後の敷地を適正に管理できるもの
- (7) 建築物が複数人の共有である場合は、当該共有者全員から当該建築物の除却についての同意を得られているもの
- (8) 所有権以外の権利が設定されていない建築物であるもの。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合で、当該権利の権利者が当該建築物の除却について同意しているときは、この限りでない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する本市の市税、水道料金、下水道使用料の滞納がない者とする。

- (1) 補助対象不良住宅の登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税課税台帳）に所有者として登録されている者
- (2) 前号に規定する者の相続人

(3) 前2号に規定する者から補助対象不良住宅の除却についての委任を受けた者
(補助対象工事)

第5条 補助対象事業に係る補助対象不良住宅を除却する工事(以下「補助対象工事」という。)は、建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくはとび・土工工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項に規定する解体工事業の登録を受けた建設業者と補助対象者が契約を締結する工事とする。

2 補助対象工事は、当該年度2月末日までに完了するものでなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

- (1) 補助金の交付の決定前に着手した工事
- (2) 同時に他の制度等に基づく補助金の交付を受けようとする工事
- (3) 建築物の一部を除却する工事
- (4) 建築物の建替えを目的とした工事
- (5) その他市長が不相当と認める工事

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が補助対象不良住宅の除却に要する工事費(消費税及び地方消費税相当額を含む。)と、国土交通大臣が当該年度に定める除却工事費の標準建設費等に当該不良住宅の面積を乗じて得た額のいずれか低い方の額とする。

2 前項の補助対象不良住宅の除却に要する工事費とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 建築物の解体に要する工事費
- (2) 建築物の解体により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費
- (3) 周囲への安全を確保する上で、建築物の解体及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に要する経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、建築物の解体に要する諸経費(家財道具、車両、機械等の処分費を除く。)

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の額に10分の8を乗じて得た額とし、100万円を上限とする。ただし、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(事前調査)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付の申請をする前に、村山市不良住宅除却促進事業補助金事前調査申込書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添付し、当該申請者と空き家が当年度の補助対象事業に該当するか否かの調査を市長に申

し込むものとする。

- (1) 登記事項証明書（未登記の場合は固定資産家屋証明書）
- (2) 所有者の所得証明書（所有者の住所が村山市にある場合は同意書（別記様式第2号）とする。）
- (3) 本市の市税、水道料金、下水道使用料を滞納していないことを確認するための同意書（別記様式第2号）

2 前項の規定による申込みの期間は当該年度の6月30日までとする。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を経過した後において、補助金に係る予算に余裕があるときは、第1項の規定による申込みを受け付けることができる。

（事前調査の結果）

第9条 市長は、前条の規定による申込があったときは、周囲への悪影響について別表2により判定を行い、地域代表の意見書（別記様式第3号）を取得し、申請者及び空き家の不良度の調査を行い、「村山市空き家対策検討委員会」で交付対象申請者の優先順位を確定し、結果を村山市不良住宅除却促進事業補助金事前調査結果通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 優先順位は、周囲への悪影響の度合い、住宅の不良度の評点により優先順位を確定し、同程度の場合は、所有者の所得の低い方を優先とする。

（補助金の交付申請）

第10条 交付対象申請者は、補助対象工事に着手する前に、規則第5条に規定する様式の規定にかかわらず、村山市不良住宅除却促進事業補助金交付申請書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書（別記様式第6号）
- (2) 第4条第2号に該当する場合は所有者の戸籍謄本又は除籍謄本（本籍が村山市にある場合同意書（別記様式第2号）とする。）
- (3) 第4条第3号に該当する場合は委任状（別記様式第7号）
- (4) 工事計画書（別記様式第8号）
- (5) 建築物の延床面積が確認できる平面図等の書類
- (6) 現況写真（補助対象不良住宅が老朽化し、危険な状況であると分かるもの）
- (7) 工事見積書（内訳明細の付いたもの）
- (8) 相続人の代表者が申請する場合は、他の相続人全員の同意書
- (9) 建築物に所有権以外の権利が設定されている場合はその権利に係る者の同意書

（交付の決定等）

第11条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、村山市不良住宅除却促進事業補助金交付決定（却下）通知書（別記様式第9号）により交付申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第12条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第2項の規定により次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助対象工事に係る法令等を遵守すること。
- (2) 補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して、90日以内に補助対象工事を完了すること。
- (3) 補助対象工事が完了した後の敷地を、周辺に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。
- (4) その他市長が特に必要があると認める事項

(工事の変更又は中止)

第13条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、規則第7条第1項第1号の規定により補助対象工事の内容を変更しようとするとき、又は同項第2号の規定により補助対象工事を中止しようとするときは、あらかじめ村山市不良住宅除却促進事業補助金変更（中止）申請書（別記様式第10号）に変更又は中止の内容を示す書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付決定者に対し村山市不良住宅除却促進事業補助金変更（中止）承認（却下）通知書（別記様式第11号）により通知するものとする。
- 3 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更とは、補助対象経費の補助金の算定に係る重要な変更が行われない場合で、補助金の額に変更を生じないものとする。

(実績報告)

第14条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、完了の日から30日以内又は当該年度の3月10日までのいずれか早い日までに規則第14条に規定する様式の規定にかかわらず、村山市不良住宅除却促進事業補助金実績報告書（別記様式第12号）に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象工事に係る工事請負契約書又は請書の写し
- (2) 補助対象工事の工事写真（工事中及び工事完了後）
- (3) 補助対象工事を行った者の工事完了証明書（別記様式第13号）
- (4) 補助対象工事に係る領収書の写し（内訳明細の付いたもの）

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定により提出された実績の報告が適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、村山市不良住宅除却促進事業補助金交付額確定通知書（別記様式第14号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第16条 交付決定者は、前条に規定する補助金の額の確定を受けたときは、補助金の交付に係る請求書（別記様式第15号）を市長に提出しなければならない。

(書類の整備)

第17条 交付決定者は、補助対象工事に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、補助金の交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱の定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 補助対象事業の実施に当たり、必要な行為その他の行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。